

平成 30 年 度

草加八潮消防組合一般会計補正予算（第 3 号）

第1号議案

平成30年度草加八潮消防組合一般会計補正予算（第3号）

平成30年度草加八潮消防組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成31年3月27日提出

草加八潮消防組合管理者 浅井昌志

第 1 表 繰越明許費

(単位:千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-------|---------|--------------------------------|--------|
| 3 消防費 | 1 常備消防費 | 草加消防署庁舎整備事業（草加消防署北分署給水設備等改修工事） | 11,664 |

平成30年度草加八潮消防組合一般会計補正予算（第3号）

1 概要

草加八潮消防組合一般会計補正予算（第3号）については、繰越明許費の設定を行うものであります。

その内容は、草加消防署庁舎整備事業を平成31年度へ繰り越しを行うものであります。